

子 障 第 606 号  
平成 28 年 7 月 26 日

各障害者福祉施設等 御中

沖縄県子ども生活福祉部長  
(公印省略)

### 障害者福祉施設等における利用者等の安全の確保について

今般、神奈川県内の障害者福祉施設において利用者が殺傷される痛ましい事件が発生したところであります。

障害者福祉施設等におけるこのような事件の発生予防は言うに及ばず、万一発生した場合には迅速かつ的確な対応が重要であり、施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、警察等地域関係機関との緊密な連携体制等を確保することが重要です。

ついては、危機管理の観点から現状を点検し、問題点を把握することにより利用者等の安全確保を充実するため、下記の点検項目を参考にいただき、より一層の安全確保に努めていただきますようお願いします。

なお、点検項目については、標準的なガイドラインとして策定したものであり、実施に当たっては、施設や地域の実情に応じて適宜追加・修正して差し支えないことを申し添えます。

### 記

#### I 障害者福祉施設等(入所)における点検項目

##### 1 日常の安全管理

(職員の共通理解と施設内体制)

- 安全確保に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供し、対応する職員に確認をしているか。
- 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
- 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。

(不審者情報に係る地域や関係機関等との連携)

- 施設周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。
  - ・ 日頃から警察などの関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
  - ・ 地域の自治会、民生委員や他の施設等との間で情報を提供しあう体制をとっている。

(施設生活や外出中における安全確保の体制)

- 施設生活や外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、利用者等の状況を把握しているか。

(施設設備面における安全確保)

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制を確認しているか。

(利用者等に対する安全管理についての指導)

- 利用者等が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動に当たって遵守すべき事項について、施設は利用者等に指導しているか。

## 2 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

- 施設周辺における不審者の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
  - ・ 警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。
  - ・ 緊急時の利用者等の避難方法などについて、あらかじめ対応方針を定めている。
  - ・ 利用者等の安全確保のため、地域活動団体等の協力を得ている。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

- 施設内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。
  - ・ 直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。
  - ・ 不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。
  - ・ 直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、利用者への注意喚起や安全確保を行い、避難誘導等を行う。
  - ・ 警察や県、市町村等に対し、直ちに通報する。

## II 障害者福祉施設等(通所)における点検項目

### 1 日常の安全管理

(職員の共通理解と所内体制)

- 安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
- 利用者等の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。
- 職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。
- 万一の場合の避難場所や関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。

(関係機関等との連携)

- 県、市町村、警察署等関係機関や民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど周知徹底しているか。
- 近隣の個人、その他施設等と相互に情報交換する関係になっているか。

(施設設備面における安全確保)

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。

(近隣地域の危険箇所の把握と対応)

- 日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。

(所外活動における安全確認)

- 危険な場所、設備等を把握しているか。
- 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。

### 2 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

- 施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・ 職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
  - ・ 利用者等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する。
  - ・ 警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

- 施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。
  - ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。
  - ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。
  - ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、利用者等への注意喚起と安全確保を行い、避難誘導等を行う。
  - ・警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。